

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

〈問い合わせ〉

総務課 人権政策係 ☎0967 (67) 1111

## なくそうハラスメント

### ハラスメントとは？

立場や職権などの優位性を背景に、相手の意に反する行動を行い、精神的・身体的な苦痛や不利益を与えて、人格や尊厳を傷つける「いやがらせ」や「いじめ」のことです。代表的なものとしては、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、妊娠・出産・育児・介護休業などに関するハラスメント（マタハラ・パタハラ・ケアハラ）、モラルハラスメント（モラハラ）、カスタマーハラス

メント（カスハラ）など、ほかにもさまざまなハラスメントがあります。意図的に行ったかではなく、相手がどう受け取ったかが問われます。

新年度になり、生活環境や職場環境が変わられる人もいらっしゃると思います。不安なことや、悩み事はひとりで抱え込まず、職場や周りの人に相談してみてください。



## なんでも南部分署

### 野尻草部分駐所の救急車が新しくなりました！

高森町にある野尻草部分駐所の救急3号車が、2月末に新しくなりました。救急3号車は主に高森町の野尻草部地区の救急事案に対応しますが、複数の事案が発生すれば、南阿蘇管内にも出動します。今回導入された車両は日産キャラバンの高規格救急車です。前車両との大きな変更点は青色のラインです！また車両側面にはくまモンもデザインされています。

新しく年度が替わり慌ただしくなるこの季節。

〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署

☎0967 (62) 9034 火事・救急 119

過ごしやすい気候になり、週末には県内外からの観光客も増える季節ですが、「緊急車両のサイレン・赤色灯が見えたら道を譲る」、「安全に停車する」など、消防業務にご協力をお願いします。



## POLICE Information

〈問い合わせ〉 高森警察署 ☎0967 (62) 0110

～警察署からのお知らせ～



### 春の全国交通安全運動

4月6日(月)から15日(水)までの10日間は、春の交通安全運動の期間です。交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

#### 歩行者

- 横断歩道を渡るとともに、手を上げるなどして横断する意思を運転者に明確に伝える。
- 反射材用品や明るい服装を着用する。

#### 運転者

- 「ながらスマホ」はやめる。
- 歩行者優先で「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持つ。
- 全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートは正しく使用する。
- 飲酒運転は絶対にしない、させない！

### 自転車にも交通反則通告制度が適用されます

4月1日(水)から、16歳以上の人による自転車の一定の交通違反に対して「交通反則通告制度(青切符)」が導入されます。これは交通違反をした際に警察官から交付された納付書で反則金を納付すると、出頭や裁判などが不要になる制度です。

#### 《青切符の対象となる違反の例》

- 携帯電話使用等(保持) …反則金:12,000円
- 一時不停止 ……反則金:5,000円
- 信号無視(赤色など) ……反則金:6,000円

バーコード